



発行 東京都

目次

21

規程（交）

- 東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 運輸備員見習生輔導員規程を廃止する規程……………三
- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都地下高速電車ティーカード取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………九

規程（交）

- 東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程……………〇
  - 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………〇
  - 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………五
  - 東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程……………五
  - 東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程……………五
  - 東京都交通局懸垂電車係員規程の一部を改正する規程……………六
  - 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………六
  - 東京都交通局地下高速電車係員規程の一部を改正する規程……………六
- 昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部改正……………九
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………九

告示（交）

●交通局規程第三十一号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表建設工務部の部建築課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建物（地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの駅舎を除く。）及びその附帯設備の新築、改良及び修繕の工事に関すること。

別表六の部(三)の項中 「同 市ヶ谷駅務管理所」を「同 馬喰駅務管理所」に、 「千代中央馬喰駅務管理所」

田区九段南四丁目八番二二号  
を「中央区日本橋横山町四番一三号」に改める。  
区日本橋横山町四番一三号」

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十二号

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局処務規程（昭和三十七年交通局規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、「以上」の下に「（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十八年東京都条例第二十二号）の規定に基づく長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が三億五千万円以上）」を加え、同条第六号の二中「以上」の下に「（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が六千万円以上）」を加える。

第五条第四号中「二億円」を「三億五千万円」に改め、「未満」の下に「（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が八百万円以上三億五千万円未満）」を加え、同条第五号中「未満」の下に「（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が三百万円以上六千万円未満）」を加える。

第六条第二号中「未満」の下に「（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が八百万円未満）」を加え、同条第三号中「未満」の下に「（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が三百万円未満）」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十三号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局品川自動車営業所の項中「反第九十号系統」を削り、同表東京都交通局小滝橋自動車営業所の項中「橋第六十三号系統」を「都第二号系統乙系統、橋第六十三号系統」に、「C・H第一号系統、劇第四号系統及び劇第五号系統」を「及びC・H第一号系統」に改め、同表東京都交通局巢鴨自動車営業所の部中「都第二号系統乙系統」を「都第二号系統甲系統」に改め、「茶第五十一号系統」の下に「上第六十号系統」を加え、同部大塚支所の項を削り、同表東京都交通局南千住自動車営業所の項中「里第二十二号系統」の下に「錦第四十号系統」を加え、「南千第四十八号系統」を削り、「上第四十六号系統」の下に「平第二十八号系統」を加え、「墨第三十八号系統」を削り、「上第二十六号系統」の下に「A1第一号系統」を加え、同表東京都交通局江戸川自動車営業所の項中「平第二十八号系統」及び「A1第一号系統」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年三月三十日から施行する。ただし、別表交通局品川自動車営業所の項の改正規定、同表東京都交通局南千住自動車営業所の項の改正規定（「里第二十二号系統」の下に「錦第四十号系統」を加える部分及び「南千第四十八号系統」を削る部分を除く。）及び東京都交通局江戸川自動車営業所の項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十四号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務課文書係長」を「総務課の文書事務を担当する課長代理」に、「係長、」を「課長代理、」に、「係長又は区長と」を「課長代理と」に改める。

第十三条第一項第一号中「あて」を「宛て」に改める。

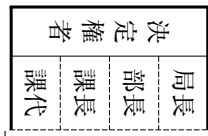
第十四条第一項第一号及び第二号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

別表起案文書の部請負又は委託による事業に関するもの項中「二億円」を「三億五千万円」に改め、「以上」の下に「(長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十八年東京都条例第二十二号)の規定に基づく長期継続契約(以下「長期継続契約」という。)にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が三億五千万円以上)」を、「未満」の下に「(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が三億五千万円未満)」を加え、同部物件の買入れ等に関するもの項中「以上」の下に「(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が六千万円以上)」を、「未満」の下に「(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が六千万円未満)」を加える。

別記第六号様式中



を



に



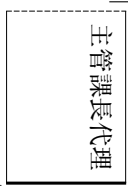
を

に改める。

別記第七号様式中



を



に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十五号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十七年三月二十七日  
東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(職名の構成)

第二条 職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三条第二項に規定する一般職の職員(臨時的任用職員(法第二十二條第二項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。)及び一般職非常勤職員(法第七條の規定に基づき任用される非常勤の職員をいう。)を除く。)の職名は、職層名及び職務名による。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十六号

運輸備員見習生輔導員規程を廃止する規程を次のように定める。  
平成二十七年三月二十七日  
東京都交通局長 新田 洋平

運輸備員見習生輔導員規程を廃止する規程

運輸備員見習生輔導員規程(昭和十四年交通局規程第八号)は、廃止する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第三十七号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程（昭和五十年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「**孫酒**」を「**孫酒**」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十八号

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万三千元」を「三万円」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する勤務庁に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ 交通局長（以下「局長」という。）以外の東京都の任命権者が任命する東京都

職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったこと。

ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用をされたこと。

第五条第七号中「職員でなかった者から人事交流等により引き続き職員となり、これ」及び「適用」を「事由発生」に改める。

- 別表中「四、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程（平成十四年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一中「四千五百円」を「四千五百円」に、「五千六百円」を「六千二百円」に、「八千五百円」を「九千六百円」に、「一万一千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千四百円」を「一万六千四百円」に、「一万七千三百円」を「一万九千八百円」に、「二万三百円」を「二万三千二百円」に、「二万三千二百円」を「二万六千六百円」に、

「二万六千五百円」を「三万円」に、「二万七千円」を「三万一千八百円」に、「二万七千九百円」を「三万三千六百円」に、「二万八千八百円」を「三万五千四百円」に、「二万九千七百円」を「三万七千二百円」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部備考第十二号(1)イを次のように改める。

イ 駅務管理所の課長代理(副所長、区長及び首席助役)、日暮里・舎人営業所駅務区の課長代理(区長及び首席助役)及び荒川電車営業所課長代理(懸垂電車係長)の職にある者

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十一号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「広告に関するもの及び同表五の項第三号から第七号」を「同表

一の項第三号から第七号まで、二の項第二号から第四号まで、三の項第五号から第九号まで、四の項第五号から第九号まで並びに五の項第三号及び第五号から第八号」に改める。

第五十九条の二中「資金前渡受者」の下に「(前条第五項の規定によりその事務の一部を分任する者を含む。)」を加える。

第八十七条第二項中「係長」を「課長代理」に改める。

別表第一 六の項中「資産運用部会計課会計係長」を「資産運用部会計課課長代理(会計係長)」に改め、同表十六の項中「荒川保線出張所長」を「課長代理(荒川保線担当)」に改め、同表十七の項中「荒川車両検修所長」を「課長代理(荒川車両検修所長)」に改め、同表十八の項中「舎人車両検修所長」を「課長代理(舎人車両検修所長)」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 料金責任者たる企業出納員(第二条関係)

職	職務
一 荒川電車営業所長 課長代理 (管理係長) 課 長代理 (運輸係長) 運輸主任	一 電車の旅客運賃 二 乗合自動車の旅客運賃 三 乗車券払戻手数料その他これに類する収納金 四 預り金、事故金、過剰金その他これに類する収納金 五 広告に関する収納金 六 釣銭準備金の受払及び保管 七 有償領布物の代金
二 課長代理 (懸垂電車係長) 懸垂電車係員のうち局長が指名する者	一 懸垂電車の旅客運賃 二 事故金、過剰金その他これに類する収納金 三 釣銭準備金の受払及び保管 四 有償領布物の代金
三 駅務管理所長 課長代理 (駅務区長) 助役	一 地下高速電車の旅客運賃 二 電車の旅客運賃 三 日暮里・舎人ライナーの旅客運賃 四 乗合自動車の旅客運賃 五 乗車券払戻手数料その他これに類する収納金 六 預り金、事故金、過剰金その他これに類する収納金 七 広告に関する収納金 八 釣銭準備金の受払及び保管 九 有償領布物の代金
四 日暮里・舎人営業所長 課長代理 (駅務区長) 駅務区助役	一 日暮里・舎人ライナーの旅客運賃 二 電車の旅客運賃 三 地下高速電車の旅客運賃 四 乗合自動車の旅客運賃 五 乗車券払戻手数料その他これに類する収納金 六 預り金、事故金、過剰金その他これに類する収納金 七 広告に関する収納金

<p>五 自動車営業所長 課長代理（支所長） 運行管 理者</p>	
<p>一 乗合自動車の旅客運賃 二 貸切自動車の旅客運賃及び料金 三 特定自動車の旅客運賃及び料金 四 電車の旅客運賃 五 乗車券払戻手数料その他これに類する収納金 六 預り金、事故金、過剰金その他これに類する収納金 七 釣銭準備金の受払及び保管 八 有償頒布物の代金</p>	<p>八 釣銭準備金の受払及び保管 九 有償頒布物の代金</p>

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十二号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「系河」を「羅河(注)」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十三号

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年交通局規程第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第1号様式」を「別記第一号様式」を

「下記補償費を支給する」を

「次の補償費を支給する。」

に、「係長」を「課長代理」に、「下記の」を「次の」に、「治め

年月日」を「当該年月日」に改める。

別記第二号様式中

「下記補償費を支給する」

を「次の補償費を支給する。」

に、「係長」を「課長代

理」に、「下記の」を「次の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

(東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十三年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式中「密則第一号様式」を「別記附則第一号様式」に、「係長」を「課

長代理」に、「下記補償費を支給する」を「次の補償費を支給する。」に、「下記の」を「次の」に改

める。

(様式に関する経過措置)

4 この規程の施行の際、前項の規程による改正前の東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程別記附則第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

●交通局規程第四十四号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発



売等の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程

乗車券の発売等の特例を定める規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等の特例を定める規程(平成十七年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第四十五号

東京都地下高速電車テイクカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都地下高速電車テイクカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車テイクカード取扱規程(平成五年交通局規程第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(プリペイドカードを自動改札機に直接投入することにより、乗車区間の運賃を減算するシステム)」を削り、「乗車券との引換え等に使用できる」を「利用できる」に改める。

第三条中「旅客運送」を「取扱い」に改める。  
第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条中「旅客運送等の」を削る。

第十五条中「、共通一日乗車券規程」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十六号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第七号の様式表を次のように改める。

表

不足分を足してご利用ください

総電回数乗車券 東京都交通局	100円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円
総電回数乗車券 東京都交通局	170円

附則

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都電車条例施行規程第十四条第七号に定める回数乗車券(以下「改正前の回数乗車券」という。)で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 改正前の回数乗車券は、東京都電車条例(昭和三十九年東京都条例第五百号)第八条第一項の規定に基づく証明を受けたものとみなし、使用することができる。

●交通局規程第四十七号

東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局軌道係員規程の一部を改正する規程

東京都交通局軌道係員規程(昭和三十一年交通局規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表中「荒川保線出張所長」を「荒川保線担当」に改める。

第二十六条中「荒川保線出張所長(以下「出張所長」という。)」を「荒川保線担当」に改める。

第二十七条中「出張所長」を「荒川保線担当」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十八号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二梅第七十号系統甲系統の項及び梅第七十号系統乙系統の項を次のように改める。

梅第70号系統 甲系統

花小金井 駅北口	180
小平合同 庁舎前	180
昭和 病院前	180
天神町	180
名寄町 小平駅 入口	180
新小平 駅前	180
小平 第一小前	180
小川寺前	180
東大和市 駅前	180
南 街口	180
庚申塚	180
奈良橋	180
新木池下	180
神明 二丁目	180
武蔵野山 代官ビル 前	180
横田	180
峰	180
岸	180
瑞穂 第一小前	180
東長岡	180
西長岡	180
芝 公園前	180
天神社前	180
池袋 東口	180
青梅 駅前	180
仲町	180
青梅 車庫前	180
花小金井 駅北口	180
小平合同 庁舎前	200
昭和 病院前	200
天神町	200
名寄町 小平駅 入口	200
新小平 駅前	200
小平 第一小前	200
小川寺前	200
東大和市 駅前	200
南 街口	200
庚申塚	220
奈良橋	220
新木池下	230
神明 二丁目	230
武蔵野山 代官ビル 前	230
横田	230
峰	230
岸	230
瑞穂 第一小前	230
東長岡	230
西長岡	230
芝 公園前	240
天神社前	240
池袋 東口	240
青梅 駅前	240
仲町	240
青梅 車庫前	240
花小金井 駅北口	260
小平合同 庁舎前	260
昭和 病院前	260
天神町	260
名寄町 小平駅 入口	260
新小平 駅前	260
小平 第一小前	260
小川寺前	260
東大和市 駅前	260
南 街口	260
庚申塚	260
奈良橋	260
新木池下	260
神明 二丁目	260
武蔵野山 代官ビル 前	260
横田	260
峰	260
岸	260
瑞穂 第一小前	260
東長岡	260
西長岡	260
芝 公園前	260
天神社前	260
池袋 東口	260
青梅 駅前	260
仲町	260
青梅 車庫前	260
花小金井 駅北口	280
小平合同 庁舎前	280
昭和 病院前	280
天神町	280
名寄町 小平駅 入口	280
新小平 駅前	280
小平 第一小前	280
小川寺前	280
東大和市 駅前	280
南 街口	280
庚申塚	280
奈良橋	280
新木池下	280
神明 二丁目	280
武蔵野山 代官ビル 前	280
横田	280
峰	280
岸	280
瑞穂 第一小前	280
東長岡	280
西長岡	280
芝 公園前	280
天神社前	280
池袋 東口	280
青梅 駅前	280
仲町	280
青梅 車庫前	280
花小金井 駅北口	300
小平合同 庁舎前	300
昭和 病院前	300
天神町	300
名寄町 小平駅 入口	300
新小平 駅前	300
小平 第一小前	300
小川寺前	300
東大和市 駅前	300
南 街口	300
庚申塚	300
奈良橋	300
新木池下	300
神明 二丁目	300
武蔵野山 代官ビル 前	300
横田	300
峰	300
岸	300
瑞穂 第一小前	300
東長岡	300
西長岡	300
芝 公園前	300
天神社前	300
池袋 東口	300
青梅 駅前	300
仲町	300
青梅 車庫前	300
花小金井 駅北口	320
小平合同 庁舎前	320
昭和 病院前	320
天神町	320
名寄町 小平駅 入口	320
新小平 駅前	320
小平 第一小前	320
小川寺前	320
東大和市 駅前	320
南 街口	320
庚申塚	320
奈良橋	320
新木池下	320
神明 二丁目	320
武蔵野山 代官ビル 前	320
横田	320
峰	320
岸	320
瑞穂 第一小前	320
東長岡	320
西長岡	320
芝 公園前	320
天神社前	320
池袋 東口	320
青梅 駅前	320
仲町	320
青梅 車庫前	320
花小金井 駅北口	340
小平合同 庁舎前	340
昭和 病院前	340
天神町	340
名寄町 小平駅 入口	340
新小平 駅前	340
小平 第一小前	340
小川寺前	340
東大和市 駅前	340
南 街口	340
庚申塚	340
奈良橋	340
新木池下	340
神明 二丁目	340
武蔵野山 代官ビル 前	340
横田	340
峰	340
岸	340
瑞穂 第一小前	340
東長岡	340
西長岡	340
芝 公園前	340
天神社前	340
池袋 東口	340
青梅 駅前	340
仲町	340
青梅 車庫前	340
花小金井 駅北口	360
小平合同 庁舎前	360
昭和 病院前	360
天神町	360
名寄町 小平駅 入口	360
新小平 駅前	360
小平 第一小前	360
小川寺前	360
東大和市 駅前	360
南 街口	360
庚申塚	360
奈良橋	360
新木池下	360
神明 二丁目	360
武蔵野山 代官ビル 前	360
横田	360
峰	360
岸	360
瑞穂 第一小前	360
東長岡	360
西長岡	360
芝 公園前	360
天神社前	360
池袋 東口	360
青梅 駅前	360
仲町	360
青梅 車庫前	360
花小金井 駅北口	380
小平合同 庁舎前	380
昭和 病院前	380
天神町	380
名寄町 小平駅 入口	380
新小平 駅前	380
小平 第一小前	380
小川寺前	380
東大和市 駅前	380
南 街口	380
庚申塚	380
奈良橋	380
新木池下	380
神明 二丁目	380
武蔵野山 代官ビル 前	380
横田	380
峰	380
岸	380
瑞穂 第一小前	380
東長岡	380
西長岡	380
芝 公園前	380
天神社前	380
池袋 東口	380
青梅 駅前	380
仲町	380
青梅 車庫前	380
花小金井 駅北口	400
小平合同 庁舎前	400
昭和 病院前	400
天神町	400
名寄町 小平駅 入口	400
新小平 駅前	400
小平 第一小前	400
小川寺前	400
東大和市 駅前	400
南 街口	400
庚申塚	400
奈良橋	400
新木池下	400
神明 二丁目	400
武蔵野山 代官ビル 前	400
横田	400
峰	400
岸	400
瑞穂 第一小前	400
東長岡	400
西長岡	400
芝 公園前	400
天神社前	400
池袋 東口	400
青梅 駅前	400
仲町	400
青梅 車庫前	400
花小金井 駅北口	420
小平合同 庁舎前	420
昭和 病院前	420
天神町	420
名寄町 小平駅 入口	420
新小平 駅前	420
小平 第一小前	420
小川寺前	420
東大和市 駅前	420
南 街口	420
庚申塚	420
奈良橋	420
新木池下	420
神明 二丁目	420
武蔵野山 代官ビル 前	420
横田	420
峰	420
岸	420
瑞穂 第一小前	420
東長岡	420
西長岡	420
芝 公園前	420
天神社前	420
池袋 東口	420
青梅 駅前	420
仲町	420
青梅 車庫前	420
花小金井 駅北口	440
小平合同 庁舎前	440
昭和 病院前	440
天神町	440
名寄町 小平駅 入口	440
新小平 駅前	440
小平 第一小前	440
小川寺前	440
東大和市 駅前	440
南 街口	440
庚申塚	440
奈良橋	440
新木池下	440
神明 二丁目	440
武蔵野山 代官ビル 前	440
横田	440
峰	440
岸	440
瑞穂 第一小前	440
東長岡	440
西長岡	440
芝 公園前	440
天神社前	440
池袋 東口	440
青梅 駅前	440
仲町	440
青梅 車庫前	440
花小金井 駅北口	460
小平合同 庁舎前	460
昭和 病院前	460
天神町	460
名寄町 小平駅 入口	460
新小平 駅前	460
小平 第一小前	460
小川寺前	460
東大和市 駅前	460
南 街口	460
庚申塚	460
奈良橋	460
新木池下	460
神明 二丁目	460
武蔵野山 代官ビル 前	460
横田	460
峰	460
岸	460
瑞穂 第一小前	460
東長岡	460
西長岡	460
芝 公園前	460
天神社前	460
池袋 東口	460
青梅 駅前	460
仲町	460
青梅 車庫前	460
花小金井 駅北口	480
小平合同 庁舎前	480
昭和 病院前	480
天神町	480
名寄町 小平駅 入口	480
新小平 駅前	480
小平 第一小前	480
小川寺前	480
東大和市 駅前	480
南 街口	480
庚申塚	480
奈良橋	480
新木池下	480
神明 二丁目	480
武蔵野山 代官ビル 前	480
横田	480
峰	480
岸	480
瑞穂 第一小前	480
東長岡	480
西長岡	480
芝 公園前	480
天神社前	480
池袋 東口	480
青梅 駅前	480
仲町	480
青梅 車庫前	480
花小金井 駅北口	500
小平合同 庁舎前	500
昭和 病院前	500
天神町	500
名寄町 小平駅 入口	500
新小平 駅前	500
小平 第一小前	500
小川寺前	500
東大和市 駅前	500
南 街口	500
庚申塚	500
奈良橋	500
新木池下	500
神明 二丁目	500
武蔵野山 代官ビル 前	500
横田	500
峰	500
岸	500
瑞穂 第一小前	500
東長岡	500
西長岡	500
芝 公園前	500
天神社前	500
池袋 東口	500
青梅 駅前	500
仲町	500
青梅 車庫前	500
花小金井 駅北口	520
小平合同 庁舎前	520
昭和 病院前	520
天神町	520
名寄町 小平駅 入口	520
新小平 駅前	520
小平 第一小前	520
小川寺前	520
東大和市 駅前	520
南 街口	520
庚申塚	520
奈良橋	520
新木池下	520
神明 二丁目	520
武蔵野山 代官ビル 前	520
横田	520
峰	520
岸	520
瑞穂 第一小前	520
東長岡	520
西長岡	520
芝 公園前	520
天神社前	520
池袋 東口	520
青梅 駅前	520
仲町	520
青梅 車庫前	520
花小金井 駅北口	540
小平合同 庁舎前	540
昭和 病院前	540
天神町	540
名寄町 小平駅 入口	540
新小平 駅前	540
小平 第一小前	540
小川寺前	540
東大和市 駅前	540
南 街口	540
庚申塚	540
奈良橋	540
新木池下	540
神明 二丁目	540
武蔵野山 代官ビル 前	540
横田	540
峰	540
岸	540
瑞穂 第一小前	540
東長岡	540
西長岡	540
芝 公園前	540
天神社前	540
池袋 東口	540
青梅 駅前	540
仲町	540
青梅 車庫前	540
花小金井 駅北口	560
小平合同 庁舎前	560
昭和 病院前	560
天神町	560
名寄町 小平駅 入口	560
新小平 駅前	560
小平 第一小前	560
小川寺前	560
東大和市 駅前	560
南 街口	560
庚申塚	560
奈良橋	560
新木池下	560
神明 二丁目	560
武蔵野山 代官ビル 前	560
横田	560
峰	560
岸	560
瑞穂 第一小前	560
東長岡	560
西長岡	560
芝 公園前	560
天神社前	560
池袋 東口	560
青梅 駅前	560
仲町	560
青梅 車庫前	560







別表第四中

柳 沢	梅第七十号系統	東 京 都
小平合同庁舎前	吉第六十四号系統	西武バス株式会社
小平合同庁舎前	梅第七十号系統	東 京 都
熊野 宮前	武第十七号系統	西武バス株式会社

を

小平合同庁舎前	梅第七十号系統	東 京 都
熊野 宮前	武第十七号系統	西武バス株式会社

に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十九号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程（昭和六十三年交通局規程第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表深夜第三号系統の項中

往 5.030	午後11時15分
---------	----------

を

往 5.030

午後11時14分

に改め、

午前零時11分

を

午前零時33分

に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年三月三十日から施行する。

●交通局規程第五十号

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局事業用自動車運行管理規程（昭和三十六年交通局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分中「職にある」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 統括運行管理者 運輸係長及び支所長の職にある者
- 二 運行管理者 管理係又は運輸係に属する職員の中から所長の推薦に基づき、自動車部長が指定する者

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十一号

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程

東京都交通局自動車運転取扱心得（平成八年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「確認し、かつ、」の下に「目視及びミラーにより」を加える。

第二十七条第一項中「停留所へ」を「停留所に」に、「乗客の乗降の有無にかかわらず徐行しなければ」を「徐行して乗車しようとする乗客の有無を確認しなければ」に改める。

第四十七条の見出し中「遺失物の」を「車内」に改め、同条中「終着停留所」を「終







裏

乗 降 車 駅	乗 降 車 駅	人 員		
		大 人	小 児	教 職 員 付 添 人

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十四号

東京都交通局地下高速電車係員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局地下高速電車係員規程の一部を改正する規程

東京都交通局地下高速電車係員規程（昭和三十五年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第五十八条」に改める。

第二十六条第一項の表中「保線助役」を「保線助役」に改める。

第二十七条中「線路」を「軌道、構造物（軌道を支持するために必要な土木構造物をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十八条中「線路、構造物等」を「軌道、構造物等」に改め、「業務」の下に「（工務事務所長の所管するものを除く。）」を加える。

第三十一条の三中「担当作業に従事し」を「これを補佐して所属係員を指導し」に改める。

第三十一条の六を次のように改める。

（工務係）

第三十六条の六 工務係は、工務区長の指揮を受け、軌道等の検査及び調査に関する業務に従事する。

第三十一条の八中「線路」を「軌道等」に改め、「並びに構造物等の保守」を削る。

第三十一条の九中「線路及び構造物等」を「構造物等」に、「及び調査」を「調査、改良及び保守」に改め、「業務」の下に「（工務事務所長の所管するものを除く。）」を加える。

第三十二条第一項の表電気区長の項から電気係の項までを削る。

第五十九条から第六十一条までを削る。

地下高速電車係員職制及び指令系統車両電気部長の項中

「電気管理所长  
 電力区长—電力助役—電力係  
 信号通信区长—信号通信助役—信号通信係  
 電気区长—電気助役—電気係」

「電気管理所长  
 電力区长—電力助役—電力係  
 信号通信区长—信号通信助役—信号通信係」  
 に改め、同表建設工

務部長の項中「—工務区长—工務助役」を「—工務区长—工務助役—工務係」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第一号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から実施する。ただし、錦第四十号系統及び南千第四十八号系統については、同年三月三十日から実施する。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

表反第九十号系統の項を削り、同表梅第七十号系統の部甲系統の項中「柳沢駅前」を「花小金井駅北口」に、「三一・八二〇」を「二八・二一〇」に改め、同表中

錦第 三十 七号 系統	青戸 車庫 前	錦糸 町駅 前	中居 堀	八・〇八
				を

錦第 三十	青戸 車庫	錦糸 町駅	中居 堀	八・〇八
----------	----------	----------	---------	------

に改め、同表南千第四十八号系

七号 系統	前 前	南千 住駅 東口	錦糸 町駅 前	墨田 二丁 目	往 復	七・三〇五 七・九六五
----------	--------	----------------	---------------	---------------	--------	----------------

統の項を削り、同表業第十号系統の項中「二三・一六〇」を「二二・九四〇」に改め、同表墨第三十八号系統の項を削り、同表急行第六号系統の項中「一〇・四三八」を「一〇・六五八」に改める。

●交通局告示第二号

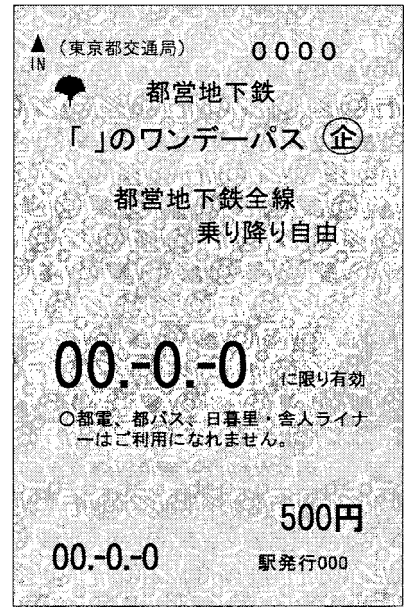
東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十七年三月二十七日

東京都交通局長 新 田 洋 平

- 一 記念乗車券の名称
  - (一) 都営地下鉄「春」のワンデーパス
  - (二) 都営地下鉄「夏」のワンデーパス
- 二 記念乗車券の種類及び運賃  
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円
- 三 記念乗車券の様式
  - (一) 大人用

(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

(一) 都営地下鉄「春」のワンデーパス

平成二十七年三月二十八日から同年五月十日までの東京都の休日に関する条例

(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

(二) 都営地下鉄「夏」のワンデーパス

平成二十七年七月十八日から同年八月三十日までの東京都の休日に関する条例に

定める休日及び同月十日から同月十四日までとする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降することができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号

郵便番号 112-0002